② 建設工事共同企業体の場合は、代表者は当社における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数が1,150点以上の者、構成員は上記点数が1,050点以上の者であること。

⑷ 平成６年度以降に元請けとして次の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

ただし、当社（旧阪神高速道路公団を含む。以下「阪神高速」という。）が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

① 単体の場合は、下記に示す両方の施工実績を有すること。

・市街地における鋼道路橋連続鋼箱桁（歩道橋を除く）の製作及び架設工事

・送り出し工法による連続鋼箱桁橋の製作及び架設工事

② 建設工事共同企業体の場合は、次のとおり。

ア）代表者は、①に同じ。

イ）構成員は、下記に示す施工実績を有すること。

・市街地における鋼道路橋連続鋼箱桁（歩道橋を除く）の製作及び架設工事

⑸ 本工事における技術提案（技術的所見）及び品質確保のための体制が適正であること。（詳細については入札説明書を参照）

⑹は平成21年阪神高速公告第34号２⑹に同じ。

⑺ 次の基準を満たす監理（主任）技術者を下記の現場施工期間、当該工事現場に専任で配置できること。なお、現場施工着手時期は平成23年３月頃を考えている。

① １級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者であること。

② 平成６年度以降に、元請けの現場代理人又は監理（主任）技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。ただし、阪神高速が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は工事経験として認めない。また、他の機関が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も工事経験として認めない。

・市街地における鋼道路橋続鋼箱桁（歩道橋を除く）の架設工事

⑺③、④、⑻～⑿は平成21年阪神高速公告第34号２⑺③、④、⑻～⑿に同じ。

３ 総合評価落札方式に関する事項

阪神高速公告第34号３に同じ。

４ 入札手続等

⑴、⑵、⑶は阪神高速公告第34号４⑴、⑵、⑶に同じ。

⑷ 入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

電子入札による入札の締切

平成22年３月１日（月）午後５時00分

郵送による入札書の締切（紙入札参加の承諾を得た場合）

平成22年３月１日（月）午後５時00分必着（郵送による場合、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法によること。郵送の宛先は⑴に同じ。直接（持参）入札は認めない。）

開札日時：

平成22年３月２日（火）午前10時30分

開札場所：

阪神高速　建設事業本部４階入札室

５ その他

⑴～⑮、⑰は阪神高速公告第34号５⑴～⑮、⑰に同じ。

⑯ 契約変更の取扱い

上記１⑸に係る工事において、技術提案（ＶＥ提案含む）に基づいた実施設計及び施工を行う工種については、詳細設計は請負者が行い、発注者が審査し、その詳細設計に基づき当該工事の施工範囲・内容を確認の上、設計図書を変更する。この場合、請負者の責に帰さない事由によるものを除き、請負代金額及び工期の変更は行わない。ただし、次の場合は契約変更を行う。

ア）不可抗力（地震、風水害等）によって地形又は構造物が変形し、施工数量に変更がある場合。

イ）社会的条件（地元対応、支障物、関係機関等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合において、発注者と請負者による協議により、発注者の認めたもの。

ウ）設計図書に明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じた場合において、発注者と請負者による協議により、発注者の認めたもの。

エ）契約締結後、発注者が基本性能及び設計基準等の変更又は機能を追加する新工種を指示した場合。

６ Summary

(1), (2), (4), (5) and (6) the same with above (No. 34　6(1), (2), (4), (5) and (6))

(3) Subject matter of the contract : Construction work of steel girders and piers in the Ebie junction

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 21 年 10 月 22 日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　石川　慎一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

１ 業務概要

⑴ 品目分類番号　42

⑵ 業務名　東京外環自動車道　高谷ジャンクション南地区橋梁設計検討業務

⑶ 業務箇所　自）千葉県市川市高谷

至）千葉県市川市上妙典

⑷ 業務内容　本業務は、高谷ジャンクションＣランプ橋の上部工３連、橋脚15基、基礎16基等の基本詳細設計である。

⑸ 履行期間　360日間

⑹ 本業務は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象業務である。

２ 参加資格

⑴ 「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則」（平成17年細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵ 「東日本高速道路株式会社の平成21・22年度調査等競争参加有資格者」のうち、「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

⑶ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷ 参加表明書の提出期間の最終日から落札者決定の日までの期間に、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）」に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者として公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴ 企業の経験及び業務実施能力

⑵ 当該業務実施体制（委任若しくは下請負または技術協力の予定を含む。）

⑶ 配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力

４ 技術提案書を特定するための評価基準

⑴ 当該業務実施体制

⑵ 配置予定技術者の経験及び業務実施能力

⑶ 業務への取り組み姿勢

専門技術力の確認、業務内容の理解度、コミュニケーション力

⑷ 参考見積

提示した業務規模との妥当性

５ 手続等

⑴ 担当部署

〒110―0014 東京都台東区北上野１―10―14　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部　調達契約課　加賀田正則　電話：03―5828―8356　ＦＡＸ：03―5828―8193